

岩手県特定既存単独処理浄化槽の判定及び措置指針

(目的)

第1条 この指針は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）附則第11条第1項の特定既存単独処理浄化槽の判定及び特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針となる事項について定めるものとする。

(判定)

第2条 各号のいずれかに該当する既存単独処理浄化槽を特定既存単独処理浄化槽と判定する。

- (1) 処理槽の水平、浮上、沈下、破損又は変形等により、処理機能に影響を与えることが明らかであるもの
- (2) 各単位装置の水位の低下や著しい上昇等により、漏水又は溢流を生じていることが明らかであるもの

2 前項に該当しない既存単独処理浄化槽のうち、内部設備の固定状況に欠落、破損、固定不良等が認められ処理機能に影響を与えることが明らかである場合又は内部設備の固定状況以外の設置状況に流入管渠及び放流管渠の未接合が認められ、若しくは放流先の水位との落差が不十分で放流水が逆流することが明らかな場合であって、各号のいずれかに該当するものを特定既存単独処理浄化槽と判定する。

- (1) 消毒槽の汚泥の堆積又はスカムの発生が著しく、放流管渠又は放流先へ汚泥等の流出が認められるもの
- (2) 放流ポンプ槽に著しい汚泥の堆積やスカムの生成が認められるもの
- (3) 放流先に汚泥の流出が多量に認められるもの
- (4) 水質について、残留塩素濃度が検出されないもの
- (5) 水質について、透明度が4未満であるもの
- (6) 水質について、BOD160mg/L超であるもの
- (7) 悪臭の著しい発生が認められるもの
- (8) か、はえ等衛生害虫の異常発生が認められるもの

3 前2項に掲げるもののほか、法第11条第2項の規定において準用する第7条第2項の規定による報告その他の情報から判断して、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態と認められる既存単独処理浄化槽を特定既存単独処理浄化槽に該当するものと判定することができる。

第3条 前条の判定に当たっては、法第11条第2項の規定において準用する第7条第2項の規定による報告に係る特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無を踏まえ、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針（令和2年3月2日環循適発第2003027号環境大臣

決定、令和7年3月31日環循適発第2503315号改定)、浄化槽法定検査判定ガイドライン(平成14年2月改訂版)、浄化槽台帳に集積された情報、法第53条第1項の報告徴収により保守点検業者又は清掃業者から得た情報等を参考とし、別表の各項目の該当性を確認するものとする。

(措置)

第4条 特定既存単独処理浄化槽として判定された場合は、改善に向けた措置として、浄化槽管理者に対して合併処理浄化槽への転換を原則とした指導等を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、保守点検等の結果から判断して、特定既存単独処理浄化槽として判定された事象の再発が起こらない形で補修が可能であり、かつ、他の箇所においても破損や漏水等、特定既存単独処理浄化槽の判定となる事象が発生しないことが明らかである場合にあっては、補修による改善も認められるものとして指導等を行うことができる。

ただし、過去に補修を行った実績があり、再び補修箇所もしくはその周辺に著しい破損や漏水等が発生した場合にあっては、上記によらず合併処理浄化槽への転換を原則とした指導を行うものとする。

附 則

この指針は令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

岩手県特定既存単独処理浄化槽に判定における各項目の該当性

項目	該当性
浄化槽の水平 (第2条第1項第1号)	浄化槽本体の著しい水平の狂いにより、不均等な攪拌、短絡水流の形成、沈殿分離槽底部の汚泥堆積の分布差、不均等な越流等が認められ、各単位装置の処理機能の低下が明らかであり、保守点検と清掃で対応できないもの
浄化槽の浮上又は沈下 (第2条第1項第1号)	浄化槽本体の浮上又は沈下により、流入管、放流管、空気配管等の破損又はそのおそれがあるもの
浄化槽の破損又は変形 (第2条第1項第1号)	浄化槽本体の破損又は変形が認められ処理機能に影響を与えることが明らかであるもの
漏水 (第2条第1項第2号)	管渠及び浄化槽本体の漏水により、各単位装置の流出管（口）又は越流せきより水位の低下等が生じているもの
溢流 (第2条第1項第2号)	各単位装置の水位の著しい上昇等により槽外へ汚水、汚泥等の溢流又は管渠の閉塞により点検柵から汚水、夾雑物等の溢流が生じているもの
内部設備の固定状況 (第2条第2項)	ポンプ設備の設置台数不足、揚水能力の設定不良又は著しいぐらつきや振動等が認められるもの
	接触材やろ材の欠落、浮上、破損、脱落又は構造上の不備や担体の摩耗により担体の流出等が認められるもの
	散気装置の欠落、破損又は著しいぐらつきが認められるもしくは空気配管途中の空気漏れや支持具の破損等により補修が必要と認められるもの
	逆洗装置又は洗浄装置及び関連する各種配管の欠落、破損又は逆洗管の水平の狂いにより、効果的な逆洗が行えないことが明らかであるもの
	消毒装置の欠落、破損又は固定不良等により消毒剤と処理水が接觸していないと認められるもの
	越流せきの欠落、破損、調整不能な水平狂い又は変形が認められるもの
	隔壁、仕切板及び移流管（口）の破損又は著しい変形により、短絡水流が形成され単位装置内に多量の汚泥の堆積又は流出

	が認められるもの
	その他の内部設備の欠落、破損が認められ、著しい変形やぐらつきなどにより処理機能に影響を与えることが明らかであるもの（本項目は、散水とい、平面酸化床、回転板駆動装置、集水装置、警報装置又は制御盤等が該当する）
設置に係るその他の状況 (第2条第2項)	流入管渠及び放流管渠の未接合又は放流先の水位との落差が不十分で放流水が逆流することが認められるもの
汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況 (第2条第2項第1号、第2号)	消毒槽の汚泥の堆積又はスカムの発生が著しく、放流管渠又は放流先へ汚泥等の流出が認められるもの
	放流ポンプ槽に著しい汚泥の堆積やスカムの生成が認められるもの
水の流れ方に係るその他の状況 (第2条第2項第3号)	放流先に汚泥の流出が多量に認められるもの
水質に係る項目 (第2条第2項第4号)	以下のいずれかの項目が認められる場合 残留塩素濃度：検出されないもの 透視度：4度未満のもの BOD：160mg/L超のもの
悪臭の発生状況 (第2条第2項第5号)	悪臭の著しい発生が認められるもの
害虫の発生状況 (第2条第2項第6号)	か、はえ等衛生害虫の異常発生が認められるもの